

河内体育館防火対象物点検業務仕様書

1. 業務名 河内体育館防火対象物点検業務
2. 委託場所 宇都宮市中岡本町3-2-5番地 河内体育館
3. 業務内容 消防法第8条の2の2に基づく防火対象物（河内体育館）の点検
4. 点検の実施
 - ① 実施日程については、事前に委託者と協議し承諾を受けること。
 - ② 点検の実施に際しては、施設利用者の安全に十分注意するとともに、職員の業務に支障がないよう作業すること。
5. 報告 点検終了後は、速やかに点検結果報告書を提出すること。